



Title	「公正なる会計慣行」における明確性の位置づけ：長銀事件・日債銀事件の分析から
Author(s)	久保, 大作
Citation	阪大法学. 2012, 62(3,4), p. 257-280
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60191
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

「公正なる会計慣行」における明確性の位置づけ

——長銀事件・日債銀事件の分析から——

久 保 大 作

一 問題の所在

最高裁判所平成二〇年七月一八日判決（刑集六二巻七号二二〇一頁以下「長銀刑事最高裁判決」と呼ぶ）、そして最高裁判所平成二一年一二月七日判決（刑集六三巻一一号二二六五頁以下「日債銀刑事最高裁判決」と呼ぶ）は、平成一七年改正前商法三二条二項における「公正ナル会計慣行」の意義に関する重要な判決である。後に詳しく説明するように、平成九年に当時の大蔵省から発出された通達等（以下「新基準」と呼ぶことがある）について、両最高裁判決の原審がこれらを『唯一の公正なる会計慣行』と認定し、長銀・日債銀の平成一〇年三月期の決算がこれに反して行われたと認定したのに対し、両最高裁判決はそれらの通達等が内容的にみて明確でなかつたことを指摘し、原審の認定を否定したものである。その後、平成一七年の会社法制定によつて「公正ナル会計慣行」は「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」（会社法四三一条）という文言に改められたが、その意義自体は大きく変更されたとは考えられず⁽¹⁾、このため会社法四三一条の解釈においても両判決は重要な意義を有して

いると考えられる。

両判決については既に多くの評釈が出されており、その結論については概ね肯定的に捉えられている。しかし、両判決をどのように理解するかについて、なお不明確な点もある。とりわけ両判決が新基準を「公正なる会計慣行」と認めていたのか、言い換えれば「公正なる会計慣行」となるためには内容等の明確性が必要であると考えているのか、という点については、一方では「公正なる会計慣行」となるには明確性が必要だと考えているのだとい⁽²⁾う見解が示されているのに対し、他方で新基準も「公正なる会計慣行」と認められたのだと理解する見解もあり⁽³⁾、理解が分かれている。

本稿は、両最高裁判決が「公正なる会計慣行」において「内容の明確性」をどのように位置づけているのかを検討するものである。

本稿がこのような検討を行うのは、明確性を「公正なる会計慣行」と認定する際の要件と考えるか、あるいは内容が不明確であっても「公正なる会計慣行」たりうると考えるかによって、今後同様の問題が生じた際に結論に違いが出てくると考えられるからである。たとえば、内容が定性的で不明確ではあるが一定の方向性を打ち出すような通達等が発せられ、これによれば一般的に行われている会計慣行が否定されると考えられるような場合に、そのような通達等が「公正なる会計慣行」と認められるかどうかによつて、現実に行われている会計慣行が許容されるかどうか左右されるようと思われる。

また、内容の明確性をどのように位置づけるかという問題は、わが国への国際財務報告基準の導入を考える際にも重要な問題となり得る。国際財務報告基準は原則主義をとっているとされる。「原則主義」とは、基本的に概念に沿った原則的な会計処理の方法のみが示され、数値基準を含む詳細な取扱いは設けないものとする方法とされ、

会計処理のための詳細な判断基準や数値基準を定め、これに従つて会計処理を行つてゐる「ルール主義（あるいは規則主義、細則主義）」と対置される。⁽⁴⁾このため、詳細な取扱いを設けていない国際財務報告基準がわが国に導入された場合に、明確性をどのように位置づけるによつて扱いが変わる可能性がある。

もつとも、国際財務報告基準が実際にどの程度「原則主義」を貫いているのかは明確ではない。⁽⁵⁾また、仮に原則主義の立場に立つとしても、これを補完するための詳細な実務指針が必要となるから、結果的にはルール主義とあまり変わることはない、という指摘もある。原則主義と規則主義との間には、詳細な規定が作られる時点に時間差があるだけであつて、長期的には大きな違いはないかもしない。

しかし、最終的には詳細な規定が作られるとしても、当初の原則の公表と詳細な実務指針等の設定との間に時差が生じるというのであれば、その間の原則の取扱いを法的にどのように考えるのかは問題となりうるのではないかろうか。そういう意味でも、明確性の位置づけを考えることにはそれなりの意義があるようと思われる所以である。

検討の順序は次の通りである。まず、両最高裁判決の事実関係について説明する（二）。ついで両最高裁判決の原判決において明確性がどのように位置づけられているのかを検討する（三）。そして両最高裁判決を紹介し、その構造を検討する（四）。最後はまとめである（五）。

二 事実の概要

両最高裁判決において問題となつた決算経理基準の変更に関する事実関係を説明すると、おおむね次の通りである。

長期信用銀行における会計処理については、大蔵省銀行局長が昭和五七年四月に発出した通達「普通銀行の業務

運営に関する基本事項等について」のなかに定められた決算経理基準（以下では「改正前の決算経理基準」と呼ぶ）が、長期信用銀行にも適用されることとされており、実際に長銀や日債銀はこれに従つた会計処理を行つていた。銀行の貸出金の貸倒れを会計上どのように処理するかについては、法人税基本通達九一六一四（平成一〇年課法二一七による改正前のもの）により損金算入なしし損金経理による債権償却特別勘定への繰入れが可能である場合に、当該額に応じて償却・引当をすることとされていた。そして、銀行の関連ノンバンク等、合理的な合併計画や再建計画が作成中ないし進行中である取引先、あるいは銀行が追加的な支援を予定しているような取引先等については、法人税基本通達上、当該取引先に対する債権について損金算入等を行うことは原則として認められていました。そこで、会計処理上もこの税法上の取扱いに従い、関連ノンバンクや支援先等については原則として償却・引当を行わない慣行があつた（以下「税法基準」と呼ぶ）。

ところが、バブル経済崩壊後の金融機関経営の健全性の確保、あるいは金融システムの安定のために、平成一〇年四月一日から早期是正措置制度が導入されることとなつた。このため、大蔵省金融検査部長は平成九年三月五日、金融証券検査官等あてに通達「早期是正措置制度導入後の金融検査における資産査定について」（以下「資産査定通達」と呼ぶ）を発出し、金融業界にも公開された。これによると、早期是正措置制度導入後の金融検査においては、金融機関の自己査定を前提としつつ、当該自己査定の基準が明確かどうか、その枠組みが資産査定通達の枠組みにそつているか、当該自己査定基準に沿つて適切に自己査定が行われているかをチェックするものとされていた。すなわち、金融機関としては、資産査定通達に沿つた自己査定基準を作成し、それに沿つて適切に資産査定を行うことが求められることとなつた。資産査定基準では、貸出金の査定については、まず債務者の財務状況等により返済能力を判定し（債務者区分）、その上で資金使途先等の内容を個別に検討したうえで、担保や保証等の状況な

ども勘案し、I分類からIV分類までの貸出金の分類を行うものとされていた。

資産査定通達の発出を受けて、全国銀行協会連合会の融資業務専門委員会は、大蔵省金融検査部とも相談の上、資産査定についての一般的な考え方をまとめた「『資産査定について』に関するQ&A」を作成し、平成九年三月一二日付で全国の金融機関に送付した。また日本公認会計士協会は、資産査定通達の考え方を踏まえて、平成九年四月一五日付で「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（以下「四号実務指針」と呼ぶ）を公表した。

大蔵省大臣官房金融検査部管理課長は、平成九年四月二一日付で、金融証券検査官等に宛てて「金融機関等の関連ノンバンクに対する貸出金の査定の考え方について」と題する事務連絡（以下「九年事務連絡」と呼ぶ）を発出した。これによれば、関連ノンバンクに対する貸出金については、関連ノンバンクの体力の有無、親金融機関等の再建意思の有無、再建計画の合理性の有無などを総合的に勘案して査定するものとされていた。もつとも、九年事務連絡自体は金融機関一般に対しても公表されていなかった。全国銀行協会連合会の融資専門委員会は、この九年事務連絡の内容の一般的考え方について「『資産査定について』に関するQ&Aの追加について」として取りまとめ、平成九年七月二八日付で全国の金融機関に送付している。

平成九年七月三一日には、基本事項通達で定められていた決算経理基準のうち「貸出金の償却」および「貸倒引当金」の規定などが改正された（以下「改正後の決算経理基準」と呼ぶ）。これによると、回収不能と判定される貸出金等については担保や保証により回収可能と見込まれる額を減じた残額を償却すること、最終の回収に重大な懸念があり損失の発生が見込まれる貸出金等については担保や保証により回収可能と見込まれる額を減じた残額につき必要な引当（ないし債権償却特別勘定への繰入）を行うこと、それ以外の貸出金等については合理的な方法に

より残出された貸倒実績率に基づき算定された貸倒見込み額を引き当てること、などを定めていた。改正後の決算経理基準については長銀・日債銀に対しても通知されるとともに、平成一〇年三月期の決算から適用されることとなっていた。

なお、改正後の決算経理基準の発出に先立つて、税法基準の運用において重要な役割を果たしていた不良債権償却証明制度が廃止された。

以上の状況のもとで、平成一〇年三月期に長銀・日債銀がそれぞれ決算を行つた。その際、長銀においては関連ノンバンクについて、また日債銀については準メインバンクとして支援していたノンバンクや自行の不良資産の受皿会社として支援していた会社について、従前の税法基準に従つた会計処理を行つた。これによつて作成された計算書類に基づき有価証券報告書が作成され提出されるとともに、長銀においては当該計算書類に基づいて利益配当が行われた。ところが、その後の金融検査において両行とも大幅な償却不足が指摘されることとなつた。このため刑事事件においてはそのような行為が有価証券虚偽報告罪や（長銀において）違法配当罪に当たるかどうか、また民事事件では取締役の会社に対する責任（平成一七年改正前商法二六六条一項）が成立するかが争われた。

三 高裁判決における「公正なる会計慣行」の判断枠組み

では、この事例において、両最高裁判決の原審である長銀刑事高裁判決（東京高裁平成一七年六月二一日判決刑集六二卷七号（一六四三頁）・日債銀刑事高裁判決（東京高裁平成一九年三月一四日判決刑集六三卷一一号二五四七頁）は、どのような枠組みで新基準を「公正なる会計慣行」と認定したのだろうか。そしてそのなかで、規範内容や適用範囲の明確性はどういう位置づけを与えられているのであろうか。

1 長銀刑事高裁判決

長銀刑事高裁判決では、次のような論理展開によつて新基準が「公正なる会計慣行」であるとの結論を提示している⁽⁷⁾。

①資産査定通達や四号実務指針、改正後の決算経理基準などは、早期是正措置制度を有効に機能させるために必要な金融機関の資産内容の査定方法や適正な償却・引当方法を明らかにし、それにより資産内容の実態を正確かつ客観的に反映した財務諸表を作成することを目指して作成されたものである。

②しかも、資産査定通達や四号実務指針などが示す資産査定の方法や償却・引当の方法は、金融機関の貸出金等の償却・引当に関する合理的な基準であり、基準としても明確なものであると認めることができ、同様の趣旨・目的のもとに発せられた改正後の決算経理基準の内容を補充するものといえる。

そのようにいえる根拠としては、その作成にあたつて関係者が参加して検討した結果を公表した「中間とりまとめ」の考え方を基礎にし、その内容を明確にしたものであること、金融機関に対してその内容が公表・送付され周知徹底が図られてきたといえること、資産査定の方法として用いられた資産分類の概念等が、それまでに金融検査で用いられていたものと大きく変わるものではないこと、が挙げられる。

③金融検査官は資産査定通達や九年事務連絡に従つて検査をし、監査人は四号実務指針に沿つて監査を行うのであり、しかもこれらは平成九年三月ないし四月に発せられ、あるいは公表されており、周知の期間も確保されているうえ、本件当時、金融機関において、資産査定通達等に定める基準から大きく逸脱するような自己査定基準の作成やそれによる自己査定が認められない事態に至つていることは、金融機関の共通の認識になつていたと認められる。

④したがつて、新基準に基本的には従うことが「公正なる会計慣行」となつていたというべきであり、その反面、新基準の趣旨に反し、その定める基準から大きく逸脱する会計処理は、もはや「公正なる会計慣行」とはいえず、税法基準による会計処理は「公正なる会計慣行」に従つたものではなくなつた。

以上の論理展開を「公正性」と「慣行性」の観点から見てみると、財務諸表の正確性・客觀性に言及している点で①は「公正性」の観点からの分析、資産査定通達等と矛盾する会計処理をすることができないという認識がなされていていたことに言及していることからして「慣行性」の観点からの分析であることができよう。⁽⁸⁾ そのようにして「公正性」と「慣行性」を備えた結果として④において新基準を「公正なる会計慣行」として認め、その反射的効果として新基準の趣旨に反する税法基準に基づく会計処理が「公正なる会計慣行」から逸脱するものとされているのである。

そして、資産査定や償却・引当の方法の明確性について述べている②は、①を補強する論理として提示されている。すなわち、内容の合理性と明確性が認められることにより、改正後の決算経理基準を補充するとの結論を提示しているのである。

このような論理のつながりからすると、長銀刑事高裁判決においては、明確性は「公正性」を基礎づける要素として考えられている、といえそうである。

2 日債銀刑事高裁判決

日債銀刑事高裁判決では、資産査定通達と四号実務指針とが「唯一の『公正なる会計慣行』となつていたか」という問題を立てたうえで、「公正性について」「慣行性について」「唯一性について」という順で検討を加えている。⁽⁹⁾

そこで、それぞれの項目のなかで新基準についてどのような検討がなされているのかを確認する。

(1) まず公正性を認めるにあたり、次のような事項を列挙している。

- ・資産査定通達等が、改正後の決算経理基準とともに、早期是正措置制度の導入を受けて、当該制度を有効に機能させることを目的として策定されたものであること。

- ・そこに示された資産内容の査定方法、適正な償却・引当の方法等が、資産内容の実態を正確かつ客観的に反映した財務諸表の作成に資するものとして、貸出金等の償却・引当に関する合理的な基準であること。

- ・基準としても明確なものであること。

これらを受けて、「営業上の財産及び損益を明らかにするという観点からみて、その公正性に疑いはない」との結論を出している。

(2) 次に慣行性を認めるにつき、判決は次のような事項を列挙している。

- ・改正前の決算経理基準が実務において広く受け入れられており、これらが示す基準に従つた会計処理が繰り返し行われてきたことから、税法基準を含めた改正前の決算経理基準が「公正なる会計慣行」になっていたといえること。

- ・そのような実務の背景には、改正前の決算経理基準が大蔵省の監督権限に基づく通達によつて示されたものであることも大きくかかわっており、実務では、通達の改正や新たな通達の発出の当初から広く受け入れていたこと。
- ・そのような状況のもとでは、新たな資産査定通達が出され、決算経理基準が改正されたことからすると、その後の実務においてもこれに沿つた対応を求められることになるから、平成一〇年度三月期以降の当初から、

これらの通達等に沿った会計処理が実務において広く受け入れられ、反復継続して実施されることがほぼ確実と認められる状況にあったこと。

以上の三点をもつて「『会計慣行』となっていたということができる」と述べたうえで、金融機関にとつてもその周知徹底が図られていた点において手続的な面に欠けることはないこと、また日債銀や他の銀行の決算を見てもこれらの規定に則った会計処理をしている旨を記載していることを指摘している。

③最後に唯一性に関する判断として、判決は改正前の決算経理基準に基づく会計処理の方法と、改正前の決算経理基準に基づく会計処理の方法とを比較し、両社の間には基本的な考え方において相容れないものがあり両立しない関係に立つうえ、そのような変更が通達の改正を持って、税法基準の削除と新たな基準の設定という形で成されたことに照らして、税法基準に基づく会計処理は明示的に否定された、とする。そしてさらに、営業上の財産及び損益の状況を明らかにするという観点からみて、税法基準を満たさない限り償却を認めないという処理をそのまま維持することは公正性を損なうものとして許されない状況になっていた、と述べている。

このような判断過程を見て気づくことは、資産査定通達の「基準としての明確性」が登場するのはこの判決でもやはり公正性判断の部分だということである。

3 長銀民事高裁判決・両刑事判決との対比として

明確性について、両刑事高裁判決とは異なる位置づけを与えていていると考えられるのが、長銀民事高裁判決（東京高裁平成一八年一月二九日判決判タ一二七五号二四五頁）である。そこで、両刑事判決と対比するために、長銀民事高裁判決の論理構造を確認する。

まず、一般論レベルでどのような判示をしているか確認する。長銀民事高裁判決は、「公正なる会計慣行」というときの「会計慣行」の意義について、原審（東京地裁平成一七年五月一九日判決判時一九〇〇号三頁）の判断を引用している⁽¹⁰⁾。そして原審では会計慣行の意義につき、「一般に広く会計上のならわしとして相当の時間繰り返して行われている企業会計の処理に関する具体的な基準」、「言い換えると、企業会計の処理に関する具体的な基準あるいは処理方法が、少なくとも我が国の特定の業種に属する企業において広く行われていることが必要であり、また、相当の時間繰り返して行われていることが必要と解すべきである」と述べている⁽¹¹⁾。この点からすると、慣行性の認定に関し一定の「具体性」を求めていたといえる。

もつとも、すでに「公正なる会計慣行」が存在する場合にあっては、その内容を変更する新たな企業会計の基準が、実務による繰り返しを経ずに直ちに会計慣行となり得る例外的な場合もある、と指摘する⁽¹²⁾。そして、新基準が「公正なる会計慣行」に該当し、しかもこれが唯一のものとされるためにはどのような要件を満たすことが必要か、という問題に対し、三つの要件を提示している⁽¹³⁾。まず「公正性の要件」として、「当該銀行の利害関係人らに対し、営業上の財産及び損益の状況を明らかにする目的に照らし、社会通念上合理的なものであること」を求める。

次に「慣行性の要件」として「その基準時とされる時点以降、ある業種の承認の実務において広く反復継続して実施されることがほぼ確実であると認められること」（もし旧基準の改正という手続きで新基準が策定される場合は、そうした手続きが適正であることも要する、とする）が求められる、とする。

そしてさらに「慣行性の要件を兼ねた唯一性の要件」として、「抵触する従前の慣行に従つた会計処理を廃止し、暫定的限時のにも例外的な取扱いを許容しないことが一義的に明確であること」を要求している。このとき、基準として整備されるべき内容が明確であること、基準の変更に伴い関係者に不意打ちとなる場合には必要な手当てが

なされること、それらについて関係者への周知徹底が図られていることが欠けるような場合には、一義的に明確ではない、とする。

以上の一般論を見たとき、内容の明確性は「慣行性の要件を兼ねた唯一性の要件」の中に含まれているといえる。そうなると、新基準が内容に明確性を欠く場合、そもそも慣行性を欠くこととなりそうである。この点では、先に判決が原審を引用して示した「会計慣行には具体性を要する」とした論旨とも平仄があつて、いる。

しかし、本件について実際の認定を見ると、かならずしも一般論通りの判断をしていないように思われる。

公正性の判断については、判決は新基準が採用されるにいたつた経緯と内容についての原審の認定を引用したうえで、これによれば新基準が利害関係者に対して営業上の財産及び損益の状況を明らかにするという目的に照らして社会通念上合理的であり、公正性が認められる、としている。⁽¹⁴⁾

次に慣行性について、新基準に先立つ改正前の決算経理基準（そしてそれを補充していた各種通達等）に従つた会計処理が実務上広く繰り返し行われてきたものであること、そのなかでその中核というべき決算経理基準が改正され、さらに新たに資産査定通達などが改めて改正後の決算経理基準を補充し、それらをあわせて新基準となつたこと、こうした経緯に照らせば新基準が平成一〇年三月以降、銀行業の実務において広く反復継続して実施されることがほぼ確実に認められるものであつたということができる、新基準の改正手続きに不適正との疑いを差し挟むべき事情もないことをあげて、「新基準は、平成一〇年三月期において、会計慣行となつていたと認めることができる」とする。⁽¹⁵⁾

ここで注目すべきなのは、一般論の過程においては内容の明確性が「一義的明確性」を支えるものとして「慣行性の要件を兼ねた唯一性の要件」の一内容とされていたにもかかわらず、実際に慣行性の認定を行う際に、基準の

内容の明確性についての検討はなされていないという点である。慣行性の認定に当たって長銀民事高裁判決が考慮している内容は、日債銀刑事高裁判決が慣行性の認定に当たって考慮しているものと大きく異なるものではないのである。

長銀民事高裁判決において内容の明確性が検討されているのは、唯一性の判断においてである。すなわち、「新基準が、旧基準を廃止する内容として一義的で明確か」という問題設定をしたうえで、改正後の決算経理基準について定量的な基準としての手当てがなされていなかつたこと、資産査定通達や九年事務連絡が当時の行政当局の関係者の間でもガイドラインとして受け止められていたにすぎず、実践のなかで適宜の修正が重ねられ定着することが期待されていたとみられること、四号実務指針も定性的な内容を示すにとどまり、定量的な償却・引当の基準として機能し得るとは認められないこと、「破綻懸念先」の概念や「特定債務者支援引当金」について内容に不明確さがあり、従前の税法基準による査定方法を明確に廃止したとまでいえるのか明らかではないこと、長銀や日債銀を除く主要一七行の平成一〇年三月期決算でも自己査定結果と当局の査定結果との間に大幅な乖離があつたこと、など縷々の認定を行つたうえで、新基準がそれまでの「公正なる会計慣行」である旧基準に基づく会計処理を「一義的明確に廃止するものであつたとは認められない」としている。⁽¹⁶⁾

以上の「公正性」「慣行性」「唯一性」の判断を経たうえで、判決は次のような結論を提示しているのである。

「新基準は、平成一〇年三月期当時、『公正なる会計慣行』であつたと認めるることはできるが、従前から繰り返し行われていた公正なる会計慣行である旧基準を一義的明確に廃止するものであるとは認められないから、唯一の『公正なる会計慣行』であつたとはいえない」⁽¹⁷⁾

新基準は一義的明確性を欠くと認定したにもかかわらず、新基準が「公正なる会計慣行」であることを認めるこ

の結論は、先に判決が示した一般論との間で齟齬をきたしているように思われる。既に指摘したように、一義的明確性が「慣行性の要件を兼ねている」と述べているにもかかわらず、実際の認定のなかでは唯一性の判断のなかでのみ明確性が検討されているのである。

であるならば、長銀民事高裁判決においては、その一般論における位置づけにもかかわらず、「基準の内容の明確性」は唯一性の問題として捉えられており、「公正性」や「慣行性」には関係しないと考えられている、といえそうである。いいかえれば、内容が一義的に明確でないとしても「公正なる会計慣行」として成立することは可能である、と解していると考えられる。⁽¹⁸⁾

4 小括

以上の検討をまとめておく。長銀刑事高裁判決、日債銀刑事高裁判決においては、内容の明確性は「公正性」の判断要素として考えられているとみることができる。このような構成の仕方からすると、内容に明確性を欠く会計規範はそもそも公正性を備えることはできないから、「公正なる会計慣行」となりえないことになる。

これに対して長銀民事高裁判決においては、内容の明確性は「唯一性」の判断、すなわち「公正なる会計慣行」として成立した新基準が果たして旧基準を排除するような内容のものであつたかどうかを判断する際に検討されており、「公正性」や「慣行性」の判断において内容の明確性が問題とされるることはなかった。すなわち、会計規範の内容が一義的に明確でなかつたとしても、その内容が公正でかつ反復継続して行われることが見込まれる限り「公正なる会計慣行」として認められうる、ということになる。

四 最高裁判決の判旨と分析

これまでの検討により、長銀刑事高裁判決・日債銀刑事高裁判決における「公正なる会計慣行」認定の判断枠組みが明らかになつた。では、最高裁は、高裁の枠組みに乗つて判断を下していたのであろうか。それとも、異なる判断枠組みを採用しているのであろうか。以下、両判決の判旨を紹介し、その文言からどのような理解が可能かを探ることにする。

1 長銀刑事最高裁判決

長銀刑事最高裁判決は、長銀刑事高裁判決を是認できない理由として、次のように説き起こしている。

『原判決は、……平成一〇年三月期の決算の当時においては、資産査定通達等によって補充される改正後の決算経理基準に基本的に従うことが唯一の公正なる会計慣行となつており、改正前の決算経理基準のもとでのいわゆる税法基準による会計処理では公正なる会計慣行に従つたことにはならないというものである。

しかしながら、資産査定通達等によつて補充される改正後の決算経理基準は、金融機関がその判断において適格な資産査定を行つべきことが強調されたこともあつて、以下に述べるとおり、大枠の指針を示す定性的なもので、その具体的適用は必ずしも明確となつておらず、取り分け、別途九年事務連絡が発出されたことなどからもうかがえるように、いわゆる母体行主義を背景として、一般取引先とは異なる会計処理が認められていた関連ノンバンク等に対する貸出金についての資産査定については、具体性や定量性に乏しく、実際の資産査定が容易ではないと認められる上、資産査定通達等によつて補充される改正後の決算経理基準が関連ノンバンク等に対する貸出金につい

てまで同基準に従つた資産査定を厳格に求めるものであるか否か自体も明確ではなかつたことが認められる。⁽¹⁹⁾

そして判決は、次の事柄を指摘する。

- ・改正後の決算経理基準それ自体は具体的かつ定量的な基準とはなつていなかつたこと、資産査定基準についても定性的かつガイドライン的なものであるうえ、関連ノンバンク等に対する貸出金についての資産査定に関してまで資産内容の実態を客観的に反映させる趣旨を徹底するものであつたか不明確であつたこと。
- ・九年事務連絡の内容も具体的・定量的な基準を示したものとはいえないうえ金融機関一般には公開されていなかつたこと。
- ・四号実務指針も結局は定性的な内容を示すにとどまつていたうえ、関連ノンバンク等に対する貸出金についての資産査定についてまでもその対象とするか明らかでなかつたこと。
- ・税効果会計が導入されていなかつた当時において新基準に基づく貸出金の償却を有税のまま行うとその分だけ当期利益が減少することとなり銀行経営が危殆に瀕する可能性があつたこと。
- ・他の多くの銀行においても関連ノンバンク等についても引当金を計上しない例が多く、また他の大手行においても償却・引当不足が指摘されるなど、改正後の決算経理基準にはその解釈・適用に相当の幅が生じるものであつたといわざるを得ないものであつたこと。

そのうえで、次のような結論を示すのである。

『このように、資産査定通達等によつて補充される改正後の決算経理基準は、特に関連ノンバンク等に対する貸出金についての資産査定に関しては、新たな基準として直ちに適用するには、明確性に乏しかつたと認められる上、本件当時、関連ノンバンク等に対する貸出金についての資産査定に関して、従来のいわゆる税法基準の考え方による

処理を排除して厳格に前期改正後の決算経理基準に従うべきことも必ずしも明確であったとはいはず、過渡的な状況にあつたといえ、そのような状況のもとでは、これまで「公正ナル会計慣行」として行われていた税法基準の考え方によつて関連ノンバンク等に対する貸出金についての資産査定を行うことをもつて、これが資産査定通達等の示す方向性から逸脱するものであつたとしても、直ちに違法であつたということはできない。

そうすると、長銀の本件決算処理は「公正ナル会計慣行」に反する違法なものとはいえない……。』⁽²⁰⁾

2 日債銀刑事最高裁判決

日債銀刑事最高裁判決は、日債銀刑事高裁判決を是認できない理由として、次のように説き起こしている。

『原判決は、……平成一〇年三月期決算の当時において、資産査定通達等によつて補充される改正後の決算経理基準に従うことが唯一の公正なる会計慣行であつて、改正前の決算経理基準のもとでの税法基準に基づく会計処理は、公正性を失つており、もはやこれによる会計処理は許されないことになつたとするものである。

しかしながら、資産査定通達等によつて補充される改正後の決算経理基準は、償却・引当については、有税・無税にかかわらず、同基準の定める額を引き当てることを求めるものであるが、その前提となる貸出金の評価については、金融機関がその判断において的確な資産査定を行つべきことが強調されたこともあるて、大枠の指針を示す定性的なもので、その具体的適用は必ずしも明確となつておらず、また、資産査定通達等によつて補充される改正後の決算経理基準が、合理的な再建計画や追加的な支援の予定があるようないい支援先等に対する貸出金についてまでも同基準に従つた資産査定を厳格に求めるものであるか否か自体も明確ではなかつたことが認められる。』⁽²¹⁾

そして判決は、次の事柄を指摘する。

・資産査定通達は、債務者区分における「実質破綻先」と「破綻懸念先」の具体的適用の違いが必ずしも明確でないなど、全体的に定性的かつガイドライン的なものでしかなかつたこと。

・「破綻懸念先」の定義において、追加的な支援の予定があるような支援先等に対する貸出金の査定に関してまでも資産内容の実態を客観的に反映させるという資産査定通達の趣旨を徹底されるものか不明確であつたこと。

・当時、消極ないし撤退方針にしていない支援先については破綻懸念先にしなくてもよいという解釈がかなり強かつたとの証言もあり、また他の大手行についても自己査定と金融検査結果との乖離が指摘されていたこと。

・これらのことからすると、当時において、改正後の決算経理基準はその解釈・適用に相当の幅が生じるものであり、将来的に実務の積み重ねによって具体的な判断内容の精度・整合性を高めていく性質を内包していたといわざるを得ないこと。

そのうえで、次のような結論を示すのである。

『このように、資産査定通達等によつて補充される改正後の決算経理基準は、特に支援先等に対する貸出金の査定に関しては、幅のある解釈の余地があり、新たな基準として直ちに適用するには、明確性に乏しかつたと認められる上、本件当時、従来の税法基準の考え方による処理を排除して厳格に前期改正後の決算経理基準に従うべきことも必ずしも明確であつたとはいはず、過渡的な状況にあつたといえ、そのような状況のもとでは、これまで「公正ナル会計慣行」として行われていた税法基準の考え方によつて支援先等に対する貸出金についての資産査定を行うことも許容されるものといえる。

そうすると、本件当時、資産査定通達等によつて補充される改正後の決算経理基準に従うことが唯一の公正なる会計慣行であつたとし、税法基準の考え方に基づく会計処理を排斥し、資産査定通達等によつて補充される改正後

の決算経理基準の定める基準に従つて日債銀の貸出金の評価をし、平成一〇年三月期決算において日債銀に二二〇五億七〇〇万円の当期末処理損失があつたとした現判決は、その点において事実を誤認して法令の解釈適用を誤つたものである⁽²²⁾』。

3 最高裁における判断枠組

以上のように、どちらの最高裁判決とも、改正後の決算経理基準それ自体や資産査定通達などが「定性的・ガイドライン的」であつて「具体的・定量的」なものではなかつたことや、資産査定通達等の適用対象として関連ノンバンク等や支援先等が含まれるのかどうか明確とはいえたかったことを指摘して、それぞれの原審の判断を覆している。

もつとも、どちらの最高裁判決も「公正なる会計慣行」該当性について的一般論を提示していないため、明確性を「公正性」「慣行性」「唯一性」のいずれに位置づけるのか、必ずしも明確ではない。では二つの最高裁判決は、明確性を否定したことによつて新基準が公正なる会計慣行となつたこと自体を否定したのであろうか。一般論が提示されていない以上、判決文の文言から推測するしかない。

そして判決文の文言からは、新基準が公正なる会計慣行に該当すること自体は否定していない、と読むほうが適切なのではないかと思われる。そのように考える理由は次の三つである。

第一に、両判決とも、原審判決の判断を是認できないことを説示する際に、原審が『唯一の公正なる会計慣行』であることを認めたことを挙げており、『公正なる会計慣行』であることを認めたことをあげているわけではない点があげられる。もしも最高裁が二つの高裁判決と同様に会計規範の明確性を「公正性」に位置づけているか、あ

るいは長銀民事事件における一般論（実際の適用ではなく）のように「慣行性」に位置づけているのであれば、新基準を『公正なる会計慣行』とした原審の判断を否定するほうが自然であるように思われる。にもかかわらず『唯一の公正なる会計慣行』であるとした点を問題にするということは、『公正なる会計慣行』であることについては問題にしていないと考えられる。最高裁が唯一性を問題にしていると解することについては、日債銀刑事最高裁判決において原審の認定を否定する際の判示が、日債銀刑事最高裁判決における公正性に関する判事部分ではなく、唯一性に関する判示部分の文言⁽²³⁾を意識しているよう見えてることからも裏付けられるのではないかと思われる。

第二に、税法基準による会計処理が、新基準に厳密に依拠した会計処理と並んで許容されると解しているように読める点があげられる。この点は長銀刑事最高裁判決においては必ずしも明確ではないが、日債銀刑事最高裁判決では「これまで『公正ナル会計慣行』として行われていた税法基準の考え方によつて……資産査定を行うこととも許容されているものといえる」（傍線は筆者）と、比較的明確に示されているように思われる。

第三に、日債銀刑事最高裁判決における古田佑紀裁判官の補足意見があげられる。同補足意見は、同判決における日債銀の決算について、改正後の決算経理基準によつている旨が記載されていることを指摘して「本件決算についてはこれ（＝改正後の決算経理基準（引用者注））に従つて判断すべきことになる」としつつも、「（改正後の決算経理）基準において回収の可能性に関する具体的な判断方法が示されておらず、これを補充する者として位置づけられていていた資産査定通達においても税法基準の考え方が許容されていたといえるという意味で、これを唯一の基準ということはできない」としている。この補足意見からは、新基準の外で税法基準を認めるのではなく、新基準に内包されるものとして税法基準を捉えているように考えられる。⁽²⁴⁾これが「補足意見」とされていることからすれば、判決自体も同様の理解をしているとも考えられる。もしそうだとすれば、新基準が新たな「公正なる会計

慣行」となつたものの、その範囲内にお税法基準が含まれていたというのが判決の理解であるといえそくに思われる。

もちろん、右に掲げた三つの理由づけはいずれも「このように読める」という程度の理由づけであり、別の読み方が全くできないというわけではない。しかし、三者を合わせてみると、最高裁が新基準の「公正なる会計慣行」性を否定していると読むよりも、肯定していると読むほうが自然であるように思われる所以である。そうであるならば、最高裁は、明確性が「公正なる会計慣行」の要件であるとは必ずしも考えていないのではないか。

五 おわりに

本稿では、何らかの会計ルールを「公正なる会計慣行」と認定する際に明確性が過去の裁判例のなかでどのように位置づけられているかについて検討してきた。そして、長銀刑事高裁判決・日債銀刑事高裁判決では明確性が「公正性」の認定要素とされていたこと、これに対して長銀民事高裁判決ではその一般論における判示にもかかわらず実際には「唯一性」の判断においてのみ考慮されていたこと、そして長銀刑事最高裁判決・日債銀刑事最高裁判決では明確性が「公正なる会計慣行」の要件であるとは考えていいのではないかと理解できることを示した。

右の通り、本稿の検討はあくまでも「裁判所が何を考えているのか」を対象としたものである。最高裁の考え方が前述のようなものであつたとして、これを支持すべきかどうかについては別途の検討が必要であるが、この点については後日の課題としたい。

(1) 立案担当者の解説（相澤哲・岩崎友彦「株式会社の計算等」商事法務一七四六号二六頁（二〇〇五年））では、この文言の変更そのものについて明確な説明はない。また、解釈論としても実質的に異なるところはないとの見解も示されて

いる（江頭憲治郎「株式会社法（第四版）」五七九頁注（3））。

(2) 西崎哲郎ほか「（座談会）長銀・日債銀取締役証券取引法違反事件の考察」金融法務事情一八九一号一八頁（野村修也発言）は、「おそらく最高裁は、この程度の『定性的でガイドライン的なもの』では、『公正なる会計慣行』になり得ないという考え方だと思います。ただ整理の仕方として、唯一の『公正なる会計慣行』であったのかという問題を立ててしまつてるので、その条件の中にも明確性や具体性、設定主体の問題などがすべて一緒に盛り込まれてしまつて、わりにくい枠組みになつていてるのだと思います。」と述べている。また岸田雅雄「長銀刑事最高裁判決判批」商事法務一四五号二九頁や同「会計基準違反に対する刑事罰と公正会計慣行」早稻田法学八五卷三号二二二～二二三頁は、長銀刑事最高裁判決は会計処理基準の適用範囲が明確でなければならない旨を判示したものであると評価している。

(3) 長銀刑事最高裁判決に関する調査官解説（最高裁判所判例解説刑事編平成二〇年度五九九頁（入江猛執筆））では、新基準が公正なる会計慣行にあるかについて、理由欄の表現ぶりに照らすと慣行性を肯定する考え方方に立脚しているのではないかと推察される、とする。また渡部晃「長銀刑事最高裁判決判批」金融法務事情一八五八号三二一頁や同「日債銀刑事最高裁判決判批」商事法務一八九五号一六・一七頁は、両判決が新基準と旧基準のいずれもが公正なる会計慣行であつたと考えていると評価しているようである。弥永真生「長銀刑事最高裁判決判批」ジュリスト一三七一號四七頁も、同判決は公正なる会計慣行が複数存在することがありうることを前提としていると評価している点からして、同判決は新基準を公正なる会計慣行と認めていると評価しているのかもしだれない。得津晶「長銀刑事高裁判事件判批」北大法学論集六一卷二号六六〇～六六一頁は、「刑事上告審（＝長銀刑事最高裁判決のこと・引用者注）は……新基準が当時の『公正なる会計慣行』ではないという形で解決した」と評価するものの、その理解として「刑事上告審の提示した……『公正なる会計慣行』ではないという命題は、当時の『公正なる会計慣行』は、厳格な償却・引当まで義務付けていると解釈するものではないということにすぎず、論拠として明確性に欠けることを強調している点からも、償却・引当の可否については幅をもつたものと判断したと解するべきである」と述べており、最高裁が実質的には新基準を公正なる会計慣行と認めていたと評価しているようである。

(4) 秋葉賢一「エッセンシャルＩＦＲＳ（第2版）」一一一～一三頁。

(5) 前注・一三頁では、ルール主義をとるとされる米国基準と原則主義をとるとされる国際財務報告基準との差異は「相

「公正なる会計慣行」における明確性の位置づけ

対的であり、程度問題ではないか」とする。

(6) 広瀬義州『IFRS財務会計入門』一五〇一七頁。広瀬は、国際財務報告基準が原則主義を採用したのはその設定主体であった国際会計基準委員会（IASB・現在は国際会計基準審議会（IASB）に改組されている）に資金や人員の面で制約があったからであると指摘し、今後IASBに資金やスタッフが充実するようになれば、多くの会計基準や解釈指針、適用指針が作られるようになり、規則主義と呼ばれるようになるのではないか、とする。

(7) 刑集六二巻七号二六四九〇二六五二頁。

(8) なお、慣行性の認定について行っていないに等しいと批判するものとして、弥永真生「会計基準の設定と『公正ナル会計慣行』」判時一九一一号二七一八頁。

(9) 刑集六三巻一一号二五六四一二五六七頁。

(10) 刑タ一二七五号二五〇頁。

(11) 判時一九〇〇号一七頁。

(12) 判タ一二七五号二五一頁。

(13) 判タ一二七五号二五二頁。

(14) 判タ一二七五号二五五頁。

(15) 判タ一二七五号二五五頁。

(16) 判タ一二七五号二五五〇二六二頁。

(17) 判タ一二七五号二六一頁。

(18) もつとも、唯一性の問題とは異なる、もう少し緩いレベルでの明確性が必要であることを前提にしているのだが、とう解釈することも可能かもしれない。しかし本文でもすでに述べたとおり、判決文における慣行性の判断において、そのような緩いレベルでの明確性を検討したとみることもできないように思われる。

(19) 刑集六二巻七号二一一二〇二一一三頁。

(20) 刑集六二巻七号二一一五頁。

(21) 刑集六三巻一一号二二七六一二七七頁。

(22) 刑集六三卷一一号二二七九頁。

(23) 刑集六三卷一一号二五六七頁。

(24) 長銀刑事最高裁判決について同様の理解を示すものとして、得津晶「長銀刑事高裁判判批」北大法学論集六一卷二号⁷六六一頁。

*本研究は、日本学術振興会研究費一二五三〇〇九一の助成を受けたものです。